

別表 1 3 (認定品目：埋戻用再生砂)

| 認定基準      |  |
|-----------|--|
| 項目        | 基準   |
| ①対象資材     | 埋戻用の砂で別表 1 3 - 1 に掲げる再生資源を含有したもの。これら以外の再生資源を含有しないこと。   |
| ②品質性能     | 以下のすべての項目に適合していること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>「地盤材料の工学的分類方法 (JGS0051)」による土質分類を行い、砂 [S] 又は礫質砂 [SG] に該当すること。</li> <li>修正 CBR 20%以上</li> <li>最大粒径 5 mm 以下 (質量で 5 mm のふるいを 90%以上通過して、10 mm のふるいを 100%通過すること。)</li> <li>細粒分含有率 (75 μm) 10%以下</li> <li>下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを使用する場合は、JIS A 5032 (粒度の基準を除く) の基準に適合していること。</li> <li>鉄鋼スラグを使用する場合は、JIS A 5015 (粒度の基準を除く) の基準に適合していること。</li> </ul> |
| ③再生資源の含有率 | <ul style="list-style-type: none"> <li>再生資源の合計重量が製品重量の 50%以上であること。</li> <li>新材を原材料とする場合は、採石法に基づく「岩石採取計画認可書」等を有していること。その場合、砕石は製品重量の 50%以下であること。</li> <li>環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有率の限りでない。</li> </ul>  |
| ④環境安全性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート塊を再生資源として使用する場合は、製品が溶出量基準 I 群のうちの六価クロム溶出基準に適合すること。</li> <li>鉄鋼スラグ、下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを再生資源として使用する場合は、製品又は再生資源が溶出量基準 II 群及び含有量基準群 (シアンに係る基準を除く。) に適合すること。</li> <li>陶磁器くずを再生資源として使用する場合は、製品又は再生資源が溶出量基準 II 群に適合すること。</li> <li>アスファルトコンクリート塊のみを再生資源として使用する場合は、基準は適用しない。</li> <li>上記に定める物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していること。</li> </ul>                   |
| ⑤品質管理     | 別表 1 3 - 2 に定める品質管理の内容が確実に実施される品質管理体制で製造等がなされること。  |
| ⑥環境負荷     | <ul style="list-style-type: none"> <li>再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表 1 3 - 3 に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。</li> </ul>  |

別表 1 3 - 1 「埋戻用再生砂」の原料となる再生資源

|   |  |
|---|--|
| 原料となる再生資源   | <ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート塊</li> <li>アスファルトコンクリート塊</li> <li>下水汚泥溶融スラグ</li> <li>一般廃棄物溶融スラグ</li> <li>鉄鋼スラグ (高炉スラグ、製鋼スラグ)</li> <li>陶磁器くず (廃瓦、レンガくずに限る。)</li> </ul> |
| 注) コンクリート塊または鉄鋼スラグを含有した埋戻用再生砂は、経時的に水和反応が進み固結することがあるため、留意して使用すること。 |  |

表 1 3 - 2 品質管理

| 項目       | 内 容  | 実施頻度                         |
|----------|--|------------------------------|
| 1 定期管理   | (1) 検査（公的機関による検査）<br>「地盤材料の工学的分類方法（JGS0051）」による土質分類（土質区分、最大粒径の確認）<br>修正 C B R 試験<br>(2) その他（実施機関を問わない。）<br>JIS A 5032（粒度の基準を除く）の基準への適合確認（下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを使用する場合）<br>JIS A 5015（粒度の基準を除く）の基準への適合確認（鉄鋼スラグを使用する場合）<br>異物除去体制の整備及び除去の実施<br>原材料、再生資源及び製品の保管状況写真撮影 | 6 月に 1 回以上                   |
| 2 日常管理   | (1) 検査（検査機関を問わない。）<br>「地盤材料の工学的分類方法（JGS0051）」による土質分類（土質区分、最大粒径の確認）   | 上記以外の月に 1 回以上及び原材料又は再生資源の変質時 |
|          | (2) その他（実施機関を問わない。）<br>異物除去体制の整備及び除去の実施<br>原材料、再生資源及び製品の保管状況写真撮影   | 随時                           |
| 3 その他の管理 | 製品保管の累積により製品の形状を著しく変化させ品質が損なわれないよう、また、風雨等により製品の流出等がないよう製品の管理を行うこと。   | 常時                           |

別表 1 3 - 3 環境負荷増減状況

|            | 段階     | 新材製品との比較内容   |
|------------|--------|--|
| 環境負荷増減検討項目 | 製造     | ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。 |
|            | 流通     | イ 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。                   |
|            | 使用消費   | ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。   |
|            | 廃棄     | エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。                               |
|            | 再リサイクル | オ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。<br>カ 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。               |